

平成29年1月20日

育児休業等にかかる制度改正について

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）の改正に伴う健康保険法における取扱いは、次のとおりとなりました。

1 健康保険法における保険料免除及び育児休業等終了時改定

育児・介護休業法における育児休業等の対象となる「子」とは、今までは法律上の親子関係がある子（実子及び養子）に限られていました。

このたび、育児・介護休業法の改正により、上記に加えて下記の者も対象となりました。

- (1) 特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子（※）を養育している場合
- (2) 養子縁組里親に委託されている子（※）を養育している場合

※ 当該労働者を養子縁組里親として委託することが適当と認められるにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該労働者を養育里親として委託された子を含む。

健康保険法においては、「育児休業等」の定義を育児・介護休業法に委ねていることから、「保険料免除」及び「育児休業等終了時改定」の取扱いが変更となりました。

2 被扶養者の取扱い

健康保険法でいう「子」の定義は、あくまで民法上の規定によるため、被扶養者として認められるのは民法上の「子」のみです。

よって、平成29年1月以降も、被扶養者としての「子」の範囲は拡大されることはありません。

以上

お問合せ先

サニーピア健康保険組合 業務課

TEL 078-321-1241